令和５年５月２日

保護者の皆様

認定こども園　ほたる保育園

　園長　新井　一昭

**５・８新型コロナウイルス5類移行後の措置について**

日頃より、当園にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

　さて、ゴールデンウイーク明け５月８日（月）付けで新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが、これまでの「２類相当」から「５類感染症」に変更となることに伴い、保育園の感染症対策等について公立保育園の対応に準じ、下記のとおり取り扱うことといたします。

記

|  |  |
| --- | --- |
|  | 5月8日以降の対応 |
| 登園時の検温 | ・継続します（コロナ禍以前から実施していたため）。 |
| 入り口の消毒液 | ・感染流行期のみ設置 |
| 園内の消毒 | ・感染流行期のみ実施 |
| マスクの着用 | ・原則なし。職員・園児とも個人及び保護者の判断。 |
| 行事等 | ・原則制限なし。感染状況により制限を実施。 |
| 給食時 | ・原則制限なし。感染状況によりパーテーション設置。 |
| 通園バス | ・感染流行時のみ消毒実施。 |
| 登園自粛 | ・原則なし。感染症に罹患した欠席園児が在園児の1割を超えた場合、登園自粛を要請する場合あり。 |
| 出席停止 | ・発症から5日間経過し、かつ症状軽快後1日を経過するまで。 |
| 保育料・給食費 | ・減額措置は廃止。 |
| 療養解除届 | ・陽性者は自粛期間が終了したら、裏面の療養解除届（新型コロナウイルス感染症用）を保護者が記入し、園へ提出。※登園許可証（医療機関記入）に変わる場合もあり。 |

※ご不明な点は園までお問い合わせください。

（TEL　025－523-3451）

ほたる保育園　園長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　組　園児名

療養解除届（新型コロナウイルス感染者用）

　上記の者は、新型コロナウイルス感染症にて療養等をしておりましたが、

令和　　　年　　　月　　　日をもって、療養解除となりましたので、本届を提出いたします。

令和　　　年　　　月　　　日

保護者氏名

保護者の方へ

・再登園する際に、園へご提出ください。

・本届は、保護者等が記入するものです。医療機関、保健所等から受けた指示にしたがって、療養解除の日を記入してください。